

南知多町小学校再編検討部会設置要領

- 1 この要領は、南知多町小学校再編委員会設置要綱第5条に規定する検討部会（以下「部会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 南知多町小学校再編委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務の細部について検討及び調整するため、部会を設置する。
- 3 担当名及び主な検討事項は、次のとおりとする。

部会名	担当名	主な検討事項
小学校再編検討部会	教育計画	教育目標、教育課程、事前交流計画、校務分掌、新学級編成、教室配置、時程表、年間授業、年間計画、学校行事計画、部活、その他教務に関する事項 等
	施設	施設改修箇所検討、備品の調査・リスト作成・移設、文書の保存、再編にかかる搬出入計画、歴史・伝統の保存に関する事項 等
	学校運営	式典関係（閉校式、開校式、閉校記念誌）、校歌・校章・校旗・学校指定用品、校則、PTA 組織運営に関する事項、スクールバス運行ルート、通学路に関する事項 等

- 4 部会の構成員は統合関係校教職員及び学校教育課職員をもって組織する。
- 5 部会は、学校教育課長が招集する。
- 6 部会の代表は、学校教育課指導主事とする。
- 7 部会の代表は、部会において検討及び調整した結果を委員会へ報告しなければならない。
- 8 部会の書記は、事務局が担当することとする。
- 9 部会は、必要に応じて町校長会と連絡及び調整を行うものとする。
- 10 部会において必要と認めるときは、部会代表の了承を得て、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 11 部会の設置期間は、部会を立ち上げた日から、主な検討事項が完了するまでとする。
- 12 部会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。
- 13 この要領に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別紙様式)

南知多町小学校再編検討部会の結果概要

担当名	〇〇 (第〇回)
開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
開催場所	
出席者	
議題及び検討・調整結果等の概要	
会議資料	